

令和2年度 第8回 諏訪区地域協議会 次 第

日時：令和3年3月24日(水) 午後7時から
会場：諏訪地区公民館 集会室

延べ1時間5分

1 開 会

【2分】

2 議 題

(1) 協議事項

① 自主的審議について

- ・ 二貫寺の森について

【40分】

- ・ 今後の自主的審議の進め方について

【20分】

(2) その他

3 その他

【3分】

(1) 次回開催日の確認

- ・ 日時：令和3年 月 日 () 午後7時から
- ・ 会場：諏訪地区公民館 集会室
- ・ 内容：自主的審議について、令和3年度のスケジュールについて

(2) その他

4 閉 会

令和3年3月24日
農林水産整備課
資 料 1

二貫寺の森について

施設概要

所在地：杉野袋地内

面積：28ha

整備経過

昭和63年当時、当地域において大型野球場の整備を計画していたが、平成8年に「里のこどもの国」へと整備目標が変更となった。

平成15年度に「里のこどもの国の研究会」を設立し、以降、管理棟や園路等の施設整備を進めたほか、自然観察会などのイベントを実施してきている。

なお、当施設は植物の生息・生育環境の保全のため、平成23年3月31日に自然環境保全地域に指定し、同年4月1日に市民の森条例に規定され、名称が「里のこどもの国」から「二貫寺の森」に変更となった。

維持管理状況

園路などの草刈や管理棟の維持管理については、地元町内の組織団体「二貫寺の森保全会」に維持管理を委託している。（草刈り：園路4回/年、広場2回/年、管理棟：4月から11月末までの毎週日曜日午前9時～午後5時まで）

また、当課において、敷地内の間伐及び間伐材を利用した園路へのチップ敷均しを実施している。

二貫寺の森保全会について

「二貫寺の森保全会」は関係する地元3町内会（上真砂、杉野袋、下百々）で組織を立ち上げ、会長を含め7名の役員並びに会員で構成されている。役割としては、主に二貫寺の森の草刈や管理棟管理など市から委託を受け、維持管理業務を行っている。

二貫寺の森研究会について

平成15年5月1日に設立された、有識者、町内会長（諏訪地区と下百々町内）、地域住民、小学校長（諏訪小学校、保倉小学校）などで構成される会員数24名（H29.4.1現在）の会。年2回、研究会を開催し、二貫寺の森の管理運営等について、研究会と合意形成を図りながら進めている。

施設利用者について

当施設は市街地周辺にも関わらず多くの自然が残されており、植物 286 種、鳥類 38 種、昆虫 92 種が確認されている。

毎年開催している自然観察会では、生物との関わりや自然環境の大切さを学ぶ場を提供している。

○過去の主なイベント内容及び参加者数

H25 年：自然観察会（年 2 回）、木炭を使った工作、空き缶を利用したポップコーン作り

H26 年：自然観察会（年 2 回）、園内に落ちている木の枝等を活用したネイチャークラフト（動物の形などの工作）、空き缶を利用したポップコーン作り

H27 年：自然観察会（年 2 回）、園内に落ちている木の枝等を利用したネイチャークラフト（動物の形などの工作）

H28 年：自然観察会（年 2 回）、間伐材を利用した丸太切り体験、コースター作り

平成 25 年度	175 人	平成 27 年度	93 人
平成 26 年度	132 人	平成 28 年度	130 人

課題

森林について、手付かずの自然のままの状態を保っているため、草木が繁茂し、藪になっている。そのため、タヌキなどの動物の棲家となっているため、近隣の地区ではタヌキによる農作物等への被害が発生していると聞いている。

近隣の諏訪小学校では森の中の動植物を自然観察している現状もあることから、二貫寺の森全体をこれまでと同じように維持管理していくのか、エリアを絞って維持管理していくのか、二貫寺の森保全会や諏訪地区の皆さんと協議していく必要がある。

日常の維持管理は二貫寺の森保全会に委託しているが、会員の高齢化に伴い、今後の維持管理体制についても懸念されている。

課題に対する対応状況

二貫寺の森はこれまで、地域の方と協議を行いながら、自然環境の保全に配慮した整備を行ってきており、今後も地域の方々の協力を得ながら、管理運営を行っていきたいと考えている。しかし、高齢化や担い手不足により地域での維持管理が困難との声もあることから、シルバー人材センター等への委託も検討している。

二貫寺の森管理運営の現状

【利用者数】（市や管理人が把握している人数）

- ・ 534 人
- ・ 利用団体：上越緑の少年団、諏訪小学校、保倉小学校、上越科学館、諏訪地区公民館

【利用内容】

- ・ 散策、入団式、昆虫採集、自然観察会、公民館事業

【草刈り】

- ・ 園路、広場、県道沿い及び入り口駐車場周辺、東側の農道付近の草刈り（合計面積 19,719 m²）を平成 29 年度まで二貫寺の森保全会、平成 30 年度から令和元年度はシルバー人材センター、令和 2 年度は NPO 法人くびき里やま学校に委託した。
- ・ 各箇所年 2～4 回の草刈りを委託しているが、植物が多い茂り、道がわからなくなっている園路もある。

【管理棟】

- ・ 二貫寺の森保全会に 4 月から 11 月末までの毎週日曜日午前 9 時～午後 5 時まで管理棟の管理を委託している。委託内容はホールやトイレの清掃、管理棟周辺や駐車場の異常箇所の有無の確認など。
- ・ 管理人は日曜日しかいないため、平日や土曜日の利用の際は、当日又は前日に当課が利用者に鍵の受け渡しを行っている。

【間伐・チップ敷き均し】

- ・ 良好な園路環境の維持、希少種及び植生の保護の観点から間伐作業を行い、作業において発生した樹木をチップとして園路に敷均すことで、来場者の歩き易さの向上を図る。
- ・ 100%自然素材を使用しているため、6～7 年ほど経過するとチップが土に還ってしまうため、敷き直す必要がある。

【禁止事項】

- ・ 火の使用
- ・ 宿泊

令和 2 年度 二貫寺の森 自然観察会・自然体験イベント実施報告

月 日	項 目	内 容	人 数
8月8日(土)	自然観察会 ・昆虫コース ・植物コース	○昆虫観察 ※植物コースは申込者0人 (一財)上越環境科学センター 今村 美由紀 先生 武田 徹 先生	児 童：18人 (うち未就学児：1人) 保護者：14人 計 32人 (定員：30人)
9月5日(土)	自然体験 イベント	○ネイチャーゲーム (公財)新潟県都市緑花センター 花と緑のアドバイザー 渡辺 径子 先生	児 童：16人 (うち未就学児：1人) 保護者：12人 計 28人 (定員：30人)
9月26日(土)	自然観察& 工作会	○自然観察 ○竹の空気鉄砲作り (公財)新潟県都市緑花センター 花と緑のアドバイザー 松浦 正憲 先生 大瀧水と森公園 池田 七菜 先生	児 童：27人 保護者：11人 計 38人 (定員：40人)

合計 98 人

8月8日自然観察会



9月5日ネイチャーゲーム

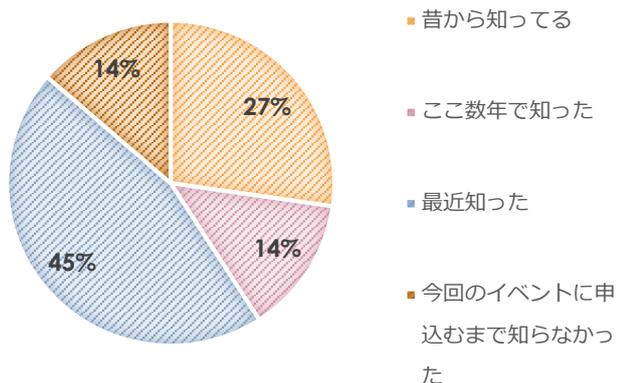


9月26日自然観察&工作会

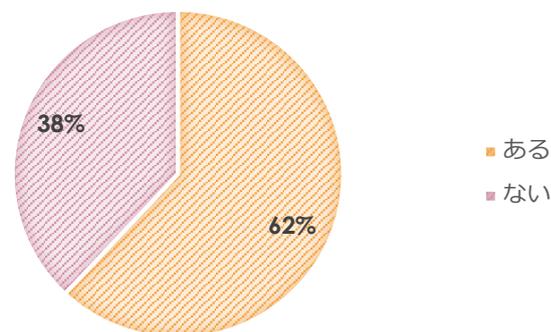


アンケート結果

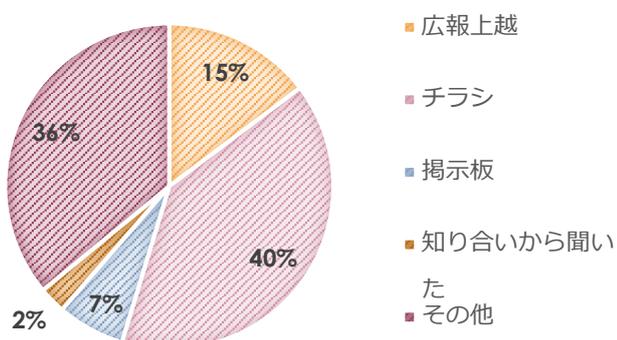
二貫寺の森をいつ頃から知っているか



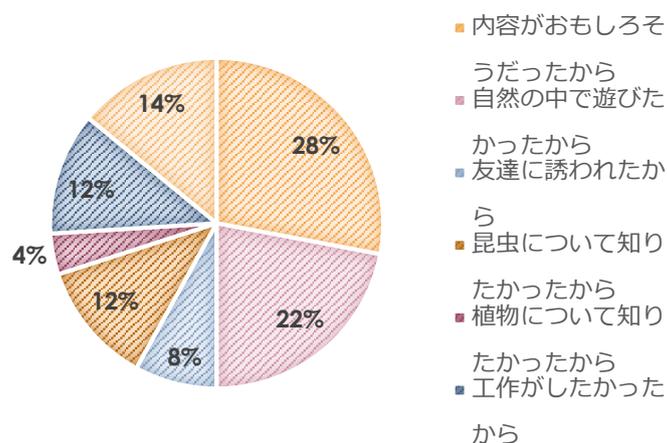
イベント以外で二貫寺の森へ来たことがあるか



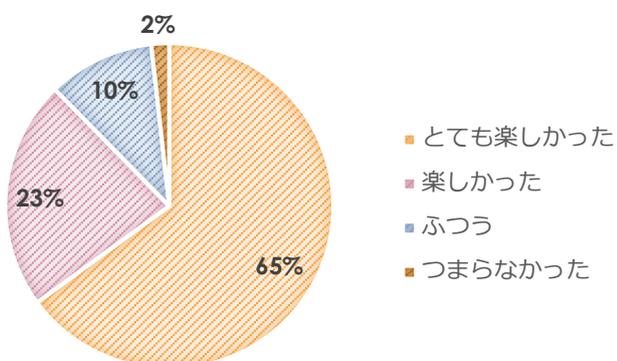
イベントをどこで知ったか



参加理由



楽しかったか



その他意見（子）

- ①クワガタをつかまえたい。
- ②自然の中にはないものを探す、カムフラージュのゲームが楽しかった。（9/5自然体験イベント）
- ③葉っぱなどで木工作をしたり、お面を作ったりしてみたい。
- ④森で鬼ごっこをしたい。
- ⑤いろいろな虫に出会えて楽しかった。
- ⑥初めての人と話ができて楽しかった。

その他意見（保護者）

- ①貴重な環境が二貫寺にあることを知り大変良かった。子供ととても良い時間が過ごせた。
- ②昆虫と植物の先生の話がとても興味深く、楽しい時間が過ごせた。
- ③自然の中での遊び方を教えていただき、親子で自然を満喫できた。
- ④竹の空気砲、昔ながらの良い遊びで楽しめた。
- ⑤自然への興味が湧き、大変良いイベントだと思う。
- ⑥暑すぎる日は早めに観察を終了し、小屋でできる何かがあればいいと思う。

二貫寺の森 写真

管理棟



園路



広場



二貫寺の森維持管理区域図



園路 $A=4,819\text{m}^2 \times 4\text{回}=19,276\text{m}^2$
 入口 $L=70\text{m}$ $W=2.0\text{m}$ $A=140\text{m}^2 \times 2\text{回}=280\text{m}^2$
 駐車場周辺 $L=105\text{m}$ (外周) $W=2.0\text{m}$
 $A=210\text{m}^2 \times 2\text{回}=420\text{m}^2$
 広場 $A=6,000\text{m}^2$ $6,000\text{m}^2 \times 4\text{回}=24,000\text{m}^2$
 県道周辺 $L=120\text{m}$ $W=3.0\text{m}$ $A=360\text{m}^2 \times 2\text{回}=720\text{m}^2$
 東側農道付近 $L=910\text{m}$ $W=9.0\text{m}$ $A=8,190\text{m}^2 \times 2\text{回}=16,380\text{m}^2$

番号	L(m)	W(m)	A(m ²)
①	200	1.5	300
②	208	1.5	312
③	310	2.0	620
④	103	1.5	155
⑤	75	1.5	113
⑥	50	2.0	100
⑦	40	2.0	80
⑧	90	1.5	135
⑨	155	1.5	233
⑩	265	1.5	398
⑪	210	2.0	420
⑫	110	1.5	165
⑬	270	1.5	405
⑭	210	1.5	315
⑮	100	1.5	150
⑯	100	1.5	150
⑰	35	1.5	53
⑱	80	5.0	400
⑲	105	3.0	315
計	2,716	-	4,819

	園路
	入口・駐車場周辺
	広場
	県道周辺
	東側農道付近
	廃止している園路

○上越市市民の森条例

平成 14 年 3 月 29 日

条例第 2 号

改正 平成 16 年 12 月 21 日条例第 85 号

平成 17 年 9 月 30 日条例第 101 号

平成 18 年 8 月 9 日条例第 55 号

平成 23 年 3 月 22 日条例第 24 号

平成 24 年 12 月 19 日条例第 53 号

平成 27 年 12 月 15 日条例第 142 号

(設置)

第 1 条 地域の豊かな自然に触れる憩いの場を提供するとともに、森林を守り、育てる体験等を通じて自然環境に関する意識の高揚を図り、もって地域の特性に応じた森林の保全及び形成に資するため、市民の森を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 市民の森の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
二貫寺の森	上越市大字杉野袋 102 番地 1
くわどり市民の森	上越市大字西谷内 488 番 2
あさひの里田麦ぶなの森園	上越市大島区田麦 363 番地 5
光ヶ原わさび田の森	上越市板倉区関田 4049 番地
光ヶ原みずばしょうの森	上越市板倉区筒方 3251 番地

(施設)

第 3 条 市民の森の施設は、次に掲げるとおりとする。

(1) 二貫寺の森

ア 森林公園施設

イ 管理棟

ウ その他附属施設

(2) くわどり市民の森

ア 共有林(次条各号に掲げる事業を行うための林をいう。)

イ 分区林(第 14 条第 1 項の承認を得た者が里山管理を体験するための林をいう。)

ウ 管理棟(学習及び休憩のための施設をいう。)

- エ その他附属施設
- (3) あさひの里田麦ぶなの森園
 - ア 森林公園施設
 - イ その他附属施設
- (4) 光ヶ原わさび田の森
 - ア 森林公園施設
 - イ その他附属施設
- (5) 光ヶ原みずばしょうの森
 - ア 森林公園施設
 - イ 管理棟
 - ウ その他附属施設

(事業)

第4条 市民の森は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 自然とのふれあい事業
- (2) 里山管理の体験事業(くわどり市民の森に限る。)
- (3) 森林ボランティアの養成事業(くわどり市民の森に限る。)
- (4) その他市民の森の設置目的を達成するために必要な事業
(指定管理者による管理)

第5条 市長は、市民の森の設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にくわどり市民の森の管理を行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) くわどり市民の森の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) くわどり市民の森の分区林(以下「分区林」という。)の利用の承認に関する業務
- (3) その他くわどり市民の森の管理に関し市長が必要と認める業務
(指定管理者の指定の申請)

第7条 第5条の規定による指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を添付した書面により市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちからくわどり市民の森の管理を行わせるに最適な者を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 前条の事業計画書(以下「事業計画書」という。)に基づくくわどり市民の森の管理がくわどり市民の森の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容がくわどり市民の森の適切な管理、サービスの向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿ったくわどり市民の森の管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) その他市長が定める条件を満たしていること。

(事業報告書の提出)

第9条 指定管理者は、毎年度、当該年度の末日の翌日から起算して30日以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) くわどり市民の森の管理の業務の実施状況
- (2) くわどり市民の森の利用状況
- (3) くわどり市民の森の管理に係る経費の収支決算
- (4) 分区林の利用料金の収入の実績
- (5) その他市長が必要と認める事項

(開場期間及び利用時間)

第10条 市民の森の開場期間及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるとき(くわどり市民の森にあつては、指定管理者が市長の承認を得たとき)は、これを変更することができる。

- (1) 二貫寺の森
 - ア 開場期間 4月1日から11月30日まで
 - イ 利用時間 午前9時から午後5時まで
- (2) くわどり市民の森及び三和薬師いこいの森
 - ア 開場期間 4月29日から11月14日まで
 - イ 利用時間 午前9時から午後5時まで
- (3) あさひの里田麦ぶなの森園
 - ア 開場期間 5月1日から10月31日まで
 - イ 利用時間 午前9時から午後5時まで
- (4) 光ヶ原わさび田の森及び光ヶ原みずばしょうの森
 - ア 開場期間 7月1日から10月31日まで
 - イ 利用時間 午前10時から午後3時まで

(入場の制限)

第 11 条 市長(くわどり市民の森にあつては、指定管理者。次条において同じ。)は、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者その他入場が不相当と認められる者に対しては、市民の森への入場を拒み、又は市民の森からの退場を命ずることができる。

(禁止行為)

第 12 条 市民の森を利用する者は、市民の森において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 竹木を伐採し、又は損傷すること。
- (2) 竹木以外の植物を採取し、又は損傷すること。
- (3) 動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。
- (5) その他市民の森の管理上支障があると認められる行為

(分区林の利用期間)

第 13 条 分区林は、連続する 10 年(1 年は、第 10 条に規定する開場期間とする。以下同じ。)を一の利用期間として利用するものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(利用の承認)

第 14 条 分区林を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を得なければならない。承認を得た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) くわどり市民の森の施設又は設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他くわどり市民の森の管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、第 1 項の承認に当たり、くわどり市民の森の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の承認の取消し等)

第 15 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 1 項の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 指定管理者がくわどり市民の森の管理上必要と認めて行う指示に従わないとき。

(利用料金)

第 16 条 分区林の利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

2 前項の利用料金は、1年につき2万円に第14条第1項の承認を得た分区林の利用期間の年数を乗じて得た額(当該利用期間に1年に満たない期間があるときは、当該期間の利用料金は、2万円を日割りで算出した額)の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

(林産物の採取)

第17条 第14条第1項の承認を得た者は、第12条の規定にかかわらず、その承認を得た分区林において、木の実、きのこ類、山菜類その他指定管理者が別に定めるものを採取することができる。

(個人情報の管理)

第18条 指定管理者は、上越市個人情報保護条例(平成8年上越市条例第2号)に基づき、個人情報を適正に管理しなければならない。

(管理の細則)

第19条 この条例及びこの条例に基づく規則に定めるもののほか、くわどり市民の森の管理に関し必要な事項は、指定管理者が市長の承認を得て定める。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月29日から施行する。

附 則(平成16年条例第85号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第101号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成18年規則第11号で平成18年4月1日から施行)

(施行のために必要な準備)

2 改正後の第7条及び第8条の規定による指定管理者の指定の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成18年条例第55号)

この条例は、公布の日から施行し、平成18年7月10日から適用する。

附 則(平成23年条例第24号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第53号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(上越市あさひの里田麦ぶなの森園条例の廃止)

2 上越市あさひの里田麦ぶなの森園条例(平成 16 年上越市条例第 121 号)は、廃止する。

附 則(平成 27 年条例第 142 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

○上越市市民の森条例施行規則

平成 14 年 3 月 29 日

規則第 7 号

改正 平成 16 年 12 月 28 日規則第 132 号

平成 17 年 9 月 30 日規則第 88 号

平成 18 年 8 月 9 日規則第 59 号

平成 20 年 11 月 28 日規則第 50 号

平成 22 年 9 月 13 日規則第 30 号

平成 23 年 3 月 23 日規則第 8 号

平成 23 年 7 月 25 日規則第 42 号

平成 24 年 12 月 28 日規則第 47 号

平成 24 年 12 月 28 日規則第 54 号

平成 27 年 12 月 22 日規則第 63 号

平成 28 年 3 月 23 日規則第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上越市市民の森条例(平成 14 年上越市条例第 2 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第 2 条 条例第 7 条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあつては、登記事項証明書
- (3) 経営状況に関する書類
- (4) くわどり市民の森の管理に係る経費の収支計画書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 条例第 7 条の書面は、くわどり市民の森指定管理者指定申請書(第 1 号様式)とする。

(禁止行為の特例許可)

第 3 条 二貫寺の森、あさひの里田麦ぶなの森園、光ヶ原わさび田の森、光ヶ原みずばしょうの森及び三和薬師いこいの森及び光ヶ原みずばしょうの森について条例第 12 条ただし書の許可を受けようとする者は、市民の森禁止行為特例許可申請書(第 2 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、これを審査し、許可を決定したときは市民の森禁止行為特例許可通知書(第 3 号様式)により、申請の却下を決定したときは市民の森禁止行為特例許可申請却下通知書(第 4 号様式)により通知するものとする。

- 3 前項の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた行為をするときは、市民の森禁止行為特例許可通知書を携行しなければならない。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月29日から施行する。

附 則(平成16年規則第132号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第88号)

(施行期日)

- 1 この規則は、上越市市民の森条例の一部を改正する条例(平成17年上越市条例第101号。以下「改正条例」という。)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日=平成18年4月1日)

(適用区分)

- 2 改正条例附則第2項の規定に基づき改正条例の施行の前に行われる指定管理者の指定の手續に必要な規定については、この規則の施行の前においても適用することができる。

附 則(平成18年規則第59号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年7月10日から適用する。

附 則(平成20年規則第50号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第30号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している改正前の第2号様式及び第3号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて改正後の第2号様式及び第3号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則(平成 23 年規則第 42 号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年規則第 47 号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(上越市あさひの里田麦ぶなの森園条例施行規則の廃止)

- 2 上越市あさひの里田麦ぶなの森園条例施行規則(平成 16 年上越市規則第 117 号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している改正前の第 2 号様式及び第 3 号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第 2 号様式及び第 3 号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則(平成 24 年規則第 54 号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年規則第 63 号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している改正前の第 2 号様式及び第 3 号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第 2 号様式及び第 3 号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則(平成 28 年規則第 18 号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している第 1 条の規定による改正前の上越市保育料の徴収に関する規則、第 2 条の規定による改正前の上越市都市公園条例施行規則、第 4 条の規定による改正前の上越市市税条例施行規則、第 5 条の規定による改正前の

上越市道路占用規則、第 6 条の規定による改正前の上越市営住宅条例施行規則、第 7 条の規定による改正前の上越市露店市場管理規則、第 8 条の規定による改正前の上越市斎場規則、第 9 条の規定による改正前の上越市市税滞納処分に関する規則、第 10 条の規定による改正前の滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則、第 11 条の規定による改正前の上越市大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例施行規則、第 12 条の規定による改正前の上越市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則、第 13 条の規定による改正前の上越市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、第 14 条の規定による改正前の土地譲渡益重課税制度及び超短期重課税制度並びに長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地及び優良住宅の認定事務施行規則、第 15 条の規定による改正前の上越市立地域保育園管理規則、第 16 条の規定による改正前の上越市高齢者等肉牛飼育モデル事業基金条例管理運用規則、第 17 条の規定による改正前の上越市関川及び戸野目川改修事業に伴う住宅新築奨励金交付条例施行規則、第 18 条の規定による改正前の上越市国民健康保険税条例施行規則、第 19 条の規定による改正前の上越市農業研修センター芙蓉^{ふよう}荘条例施行規則、第 20 条の規定による改正前の上越市特別養護老人ホーム等措置費負担金徴収規則、第 21 条の規定による改正前の上越市女性サポートセンター条例施行規則、第 22 条の規定による改正前の上越市老人福祉法施行規則、第 23 条の規定による改正前の上越市老人憩の家条例施行規則、第 24 条の規定による改正前の上越市保健センター条例施行規則、第 25 条の規定による改正前の上越市カルチャーセンター条例施行規則、第 26 条の規定による改正前の上越市ファームセンター条例施行規則、第 27 条の規定による改正前の上越市企業振興条例施行規則、第 28 条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則、第 29 条の規定による改正前の上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例施行規則、第 30 条の規定による改正前の上越市下水道条例施行規則、第 31 条の規定による改正前の上越市レインボーセンター条例施行規則、第 32 条の規定による改正前の上越市ゲートボール場条例施行規則、第 33 条の規定による改正前の上越観光物産センター条例施行規則、第 34 条の規定による改正前の上越市ラーバンセンター条例施行規則、第 36 条の規定による改正前の上越市身体障害者福祉法施行細則、第 37 条の規定による改正前の高田城三重櫓^{やぐら}条例施行規則、第 38 条の規定による改正前の旧師団長官舎条例施行規則、第 39 条の規定による改正前の上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則、第 40 条の規定による改正前の上越市バイシクルモトクロス場条例施行規則、第 41 条の規定による改正前の上越市シニアセンター条例施行規則、第 42 条の規定による改正前の上越市雁木^{がん}通りプラザ条例施行規則、第 43 条の規定による改正前の上越市リフレッシュビレッジ施設条例施行規則、第 44 条の規定による改正前の

上越市グループハウス条例施行規則、第 45 条の規定による改正前の上越市知的障害者福祉法施行細則、第 46 条の規定による改正前の上越市介護保険条例施行規則、第 47 条の規定による改正前の上越市景観条例施行規則、第 48 条の規定による改正前の上越市ファミリーヘルプ保育園条例施行規則、第 49 条の規定による改正前の上越市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則、第 50 条の規定による改正前の上越市地球環境学校条例施行規則、第 51 条の規定による改正前の上越市三世代交流プラザ条例施行規則、第 52 条の規定による改正前の上越市市民の森条例施行規則、第 53 条の規定による改正前の上越市児童手当法施行細則、第 54 条の規定による改正前の上越市児童福祉法施行細則、第 55 条の規定による改正前の上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例施行規則、第 56 条の規定による改正前の上越市道路工事施工承認規則、第 57 条の規定による改正前の上越市コミュニティプラザ条例施行規則、第 58 条の規定による改正前の上越市かきざき福祉センター条例施行規則、第 59 条の規定による改正前の上越市牧高齢者等福祉センター条例施行規則、第 60 条の規定による改正前の上越市児童遊園条例施行規則、第 61 条の規定による改正前の上越市中山間地域振興作業施設条例施行規則、第 62 条の規定による改正前の上越市就業改善センター条例施行規則、第 63 条の規定による改正前の直峰城跡条例施行規則、第 64 条の規定による改正前の上越市大島庄屋の家条例施行規則、第 65 条の規定による改正前の上越市大島大山広場条例施行規則、第 66 条の規定による改正前の上越市牧ふるさと村自然と憩の森条例施行規則、第 67 条の規定による改正前の上越市道の駅よしかわ杜氏の郷条例施行規則、第 68 条の規定による改正前の上越市光ヶ原高原観光総合施設条例施行規則、第 69 条の規定による改正前の上越市清里坊ヶ池湖畔公園条例施行規則、第 70 条の規定による改正前の上越市シーサイドパーク名立条例施行規則、第 71 条の規定による改正前の上越市大島農業実習交流センター条例施行規則、第 72 条の規定による改正前の坂口記念館条例施行規則、第 73 条の規定による改正前の上越市霊園条例施行規則、第 74 条の規定による改正前の上越市高齢者交流施設条例施行規則、第 75 条の規定による改正前の上越市生活支援ハウス条例施行規則、第 76 条の規定による改正前の上越市板倉北部スポーツセンター条例施行規則、第 77 条の規定による改正前の上越市浦川原霧ヶ岳温泉ゆあみ条例施行規則、第 78 条の規定による改正前の上越市牧ふれあい体験交流施設条例施行規則、第 79 条の規定による改正前の上越市清里農村体験宿泊休憩施設条例施行規則、第 80 条の規定による改正前の上越市安塚地域産業振興施設条例施行規則、第 81 条の規定による改正前の上越市安塚多目的交流施設条例施行規則、第 82 条の規定による改正前の上越市田舎屋条例施行規則、第 83 条の規定による改正前の上越市大島ゆきわり荘条例施行規則、第 84 条の規定による改正前の上越市柿崎農業構造改善センター条例施行規則、第 85 条の規定による改正前の上越市吉川多目的集会場条例施

行規則、第 86 条の規定による改正前の上越市板倉農村環境改善センター条例施行規則、第 87 条の規定による改正前の上越市板倉農業者トレーニングセンター条例施行規則、第 88 条の規定による改正前の上越市ろばた館条例施行規則、第 89 条の規定による改正前の上越市清里活性化交流施設条例施行規則、第 90 条の規定による改正前の上越市清掃施設条例施行規則、第 91 条の規定による改正前の上越市農村地区多目的集会所条例施行規則、第 93 条の規定による改正前の小川未明文学館条例施行規則、第 94 条の規定による改正前の上越市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第 95 条の規定による改正前の上越市テレビ共同受信施設条例施行規則、第 96 条の規定による改正前の上越市高田駅前コミュニティルーム条例施行規則、第 97 条の規定による改正前の上越市煙火消費許可等に関する規則、第 98 条の規定による改正前の上越市就学援助費支給規則、第 99 条の規定による改正前の上越市八千浦交流施設はまぐみ条例施行規則、第 100 条の規定による改正前の上越市町家交流館高田小町条例施行規則、第 101 条の規定による改正前の上越市自然環境保全条例施行規則、第 102 条の規定による改正前の上越市春日謙信交流館条例施行規則、第 103 条の規定による改正前の上越市福祉交流プラザ条例施行規則、第 104 条の規定による改正前の上越市市民投票条例施行規則、第 105 条の規定による改正前の上越市くびきの森公園条例施行規則、第 106 条の規定による改正前の上越市中国残留邦人等に対する支援に係る給付事務取扱規則、第 107 条の規定による改正前の直江津屋台会館条例施行規則、第 108 条の規定による改正前の上越市たにはま公園条例施行規則、第 109 条の規定による改正前の上越市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則、第 110 条の規定による改正前の上越市ミュゼ雪小町条例施行規則、第 111 条の規定による改正前の上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例施行規則及び第 112 条の規定による改正前の上越市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例施行規則に規定する様式は、当分の間、それぞれ、適宜、適切な修正を加えて、第 1 条の規定による改正後の上越市保育料の徴収に関する規則、第 2 条の規定による改正後の上越市都市公園条例施行規則、第 4 条の規定による改正後の上越市市税条例施行規則、第 5 条の規定による改正後の上越市道路占用規則、第 6 条の規定による改正後の上越市営住宅条例施行規則、第 7 条の規定による改正後の上越市露店市場管理規則、第 8 条の規定による改正後の上越市斎場規則、第 9 条の規定による改正後の上越市市税滞納処分に関する規則、第 10 条の規定による改正後の滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則、第 11 条の規定による改正後の上越市大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例施行規則、第 12 条の規定による改正後の上越市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則、第 13 条の規定による改正後の上越市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、第 14 条の規定による改正後の土地譲渡益重課税制度及び

超短期重課税制度並びに長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地及び優良住宅の認定事務施行規則、第 15 条の規定による改正後の上越市立地域保育園管理規則、第 16 条の規定による改正後の上越市高齢者等肉牛飼育モデル事業基金条例管理運用規則、第 17 条の規定による改正後の上越市関川及び戸野目川改修事業に伴う住宅新築奨励金交付条例施行規則、第 18 条の規定による改正後の上越市国民健康保険税条例施行規則、第 19 条の規定による改正後の上越市農業研修センター芙蓉荘条例施行規則、第 20 条の規定による改正後の上越市特別養護老人ホーム等措置費負担金徴収規則、第 21 条の規定による改正後の上越市女性サポートセンター条例施行規則、第 22 条の規定による改正後の上越市老人福祉法施行規則、第 23 条の規定による改正後の上越市老人憩の家条例施行規則、第 24 条の規定による改正後の上越市保健センター条例施行規則、第 25 条の規定による改正後の上越市カルチャーセンター条例施行規則、第 26 条の規定による改正後の上越市ファームセンター条例施行規則、第 27 条の規定による改正後の上越市企業振興条例施行規則、第 28 条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則、第 29 条の規定による改正後の上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例施行規則、第 30 条の規定による改正後の上越市下水道条例施行規則、第 31 条の規定による改正後の上越市レインボーセンター条例施行規則、第 32 条の規定による改正後の上越市ゲートボール場条例施行規則、第 33 条の規定による改正後の上越観光物産センター条例施行規則、第 34 条の規定による改正後の上越市ラーバンセンター条例施行規則、第 36 条の規定による改正後の上越市身体障害者福祉法施行細則、第 37 条の規定による改正後の高田城三重櫓条例施行規則、第 38 条の規定による改正後の旧師団長官舎条例施行規則、第 39 条の規定による改正後の上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則、第 40 条の規定による改正後の上越市バイシクルモトクロス場条例施行規則、第 41 条の規定による改正後の上越市シニアセンター条例施行規則、第 42 条の規定による改正後の上越市雁木通りプラザ条例施行規則、第 43 条の規定による改正後の上越市リフレッシュビレッジ施設条例施行規則、第 44 条の規定による改正後の上越市グループハウス条例施行規則、第 45 条の規定による改正後の上越市知的障害者福祉法施行細則、第 46 条の規定による改正後の上越市介護保険条例施行規則、第 47 条の規定による改正後の上越市景観条例施行規則、第 48 条の規定による改正後の上越市ファミリーヘルプ保育園条例施行規則、第 49 条の規定による改正後の上越市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則、第 50 条の規定による改正後の上越市地球環境学校条例施行規則、第 51 条の規定による改正後の上越市三世代交流プラザ条例施行規則、第 52 条の規定による改正後の上越市市民の森条例施行規則、第 53 条の規定による改正後の上越市児童手当法施行細則、第 54 条の規定による改正後の上

越市児童福祉法施行細則、第 55 条の規定による改正後の上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例施行規則、第 56 条の規定による改正後の上越市道路工事施工承認規則、第 57 条の規定による改正後の上越市コミュニティプラザ条例施行規則、第 58 条の規定による改正後の上越市かきざき福祉センター条例施行規則、第 59 条の規定による改正後の上越市牧高齢者等福祉センター条例施行規則、第 60 条の規定による改正後の上越市児童遊園条例施行規則、第 61 条の規定による改正後の上越市中山間地域振興作業施設条例施行規則、第 62 条の規定による改正後の上越市就業改善センター条例施行規則、第 63 条の規定による改正後の直峰城跡条例施行規則、第 64 条の規定による改正後の上越市大島庄屋の家条例施行規則、第 65 条の規定による改正後の上越市大島大山広場条例施行規則、第 66 条の規定による改正後の上越市牧ふるさと村自然と憩の森条例施行規則、第 67 条の規定による改正後の上越市道の駅よしかわ杜氏の郷条例施行規則、第 68 条の規定による改正後の上越市光ヶ原高原観光総合施設条例施行規則、第 69 条の規定による改正後の上越市清里坊ヶ池湖畔公園条例施行規則、第 70 条の規定による改正後の上越市シーサイドパーク名立条例施行規則、第 71 条の規定による改正後の上越市大島農業実習交流センター条例施行規則、第 72 条の規定による改正後の坂口記念館条例施行規則、第 73 条の規定による改正後の上越市霊園条例施行規則、第 74 条の規定による改正後の上越市高齢者交流施設条例施行規則、第 75 条の規定による改正後の上越市生活支援ハウス条例施行規則、第 76 条の規定による改正後の上越市板倉北部スポーツセンター条例施行規則、第 77 条の規定による改正後の上越市浦川原霧ヶ岳温泉ゆあみ条例施行規則、第 78 条の規定による改正後の上越市牧ふれあい体験交流施設条例施行規則、第 79 条の規定による改正後の上越市清里農村体験宿泊休憩施設条例施行規則、第 80 条の規定による改正後の上越市安塚地域産業振興施設条例施行規則、第 81 条の規定による改正後の上越市安塚多目的交流施設条例施行規則、第 82 条の規定による改正後の上越市田舎屋条例施行規則、第 83 条の規定による改正後の上越市大島ゆきわり荘条例施行規則、第 84 条の規定による改正後の上越市柿崎農業構造改善センター条例施行規則、第 85 条の規定による改正後の上越市吉川多目的集会場条例施行規則、第 86 条の規定による改正後の上越市板倉農村環境改善センター条例施行規則、第 87 条の規定による改正後の上越市板倉農業者トレーニングセンター条例施行規則、第 88 条の規定による改正後の上越市ろばた館条例施行規則、第 89 条の規定による改正後の上越市清里活性化交流施設条例施行規則、第 90 条の規定による改正後の上越市清掃施設条例施行規則、第 91 条の規定による改正後の上越市農村地区多目的集会所条例施行規則、第 93 条の規定による改正後の小川未明文学館条例施行規則、第 94 条の規定による改正後の上越市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第 95 条の規定による改正後の上越市テレビ共同受

信施設条例施行規則、第 96 条の規定による改正後の上越市高田駅前コミュニティルーム
条例施行規則、第 97 条の規定による改正後の上越市煙火消費許可等に関する規則、第 98
条の規定による改正後の上越市就学援助費支給規則、第 99 条の規定による改正後の上越
市八千浦交流施設はまぐみ条例施行規則、第 100 条の規定による改正後の上越市町家交流
館高田小町条例施行規則、第 101 条の規定による改正後の上越市自然環境保全条例施行規
則、第 102 条の規定による改正後の上越市春日謙信交流館条例施行規則、第 103 条の規定
による改正後の上越市福祉交流プラザ条例施行規則、第 104 条の規定による改正後の上越
市市民投票条例施行規則、第 105 条の規定による改正後の上越市くびきの森公園条例施行
規則、第 106 条の規定による改正後の上越市中国残留邦人等に対する支援に係る給付事務
取扱規則、第 107 条の規定による改正後の直江津屋台会館条例施行規則、第 108 条の規定
による改正後の上越市たにはま公園条例施行規則、第 109 条の規定による改正後の上越市
墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則、第 110 条の規定による改正後の上越市ミ
ュゼ雪小町条例施行規則、第 111 条の規定による改正後の上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺
地区における企業等の立地の促進に関する条例施行規則及び第 112 条の規定による改正後
の上越市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例施行規則に規定する様式の相当す
る様式として使用することができる。

第 1 号様式（第 2 条関係）

第 2 号様式（第 3 条関係）

第 3 号様式（第 3 条関係）

第 4 号様式（第 3 条関係）

第1号様式(第2条関係)

くわどり市民の森指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)上越市長

所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

くわどり市民の森の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

市民の森禁止行為特例許可申請書

年 月 日

(宛先)上越市長

住 所 (所 在 地)

団 体 名

氏名(代表者氏名)

電 話 番 号

次のとおり市民の森の禁止行為の特例許可を申請します。

施 設 名	<input type="checkbox"/> 二貫寺の森 <input type="checkbox"/> あさひの里田麦ぶなの森園 <input type="checkbox"/> 光ヶ原わさび田の森 <input type="checkbox"/> 光ヶ原みずばしょうの森
許可を受けようとする行為	
行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
行 為 を す る 人 数	人

(上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約)

- (1) 施設を暴力団の活動に利用しません。
 - (2) 施設の利用により暴力団に対し利益を供与することはありません。
 - (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、施設の利用の承認を取り消され、又は施設の利用を中止されることを承諾します。
- 上記について誓約します。(□にレ点を記入してください。)

市民の森禁止行為特例許可通知書

第 号
年 月 日

様

上越市長



年 月 日付けで申請のあった市民の森の禁止行為の特例許可について、次のとおり許可したので通知します。

施設名	<input type="checkbox"/> 二貫寺の森 <input type="checkbox"/> あさひの里田麦ぶなの森園 <input type="checkbox"/> 光ヶ原わさび田の森 <input type="checkbox"/> 光ヶ原みずばしょうの森
許可した行為	
行為の目的	
行為の許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
行為を許可した人数	人
許可条件	

(付記)

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、

市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

市民の森禁止行為特例許可申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

上越市長



年 月 日付けで申請のあった の禁止行為の特例許可に
ついて、次の理由により申請を却下したので通知します。

却下理由

(付記)

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

自主的審議テーマ検討に関する意見と取組の方向等

区分	No.	手順1 地域協議会委員だけで考えてみる。	手順2 調べる(聞く・見る)		手順3 話し合ってテーマを決める。	手順4 テーマについて深掘りする。		
		第4回地域協議会での意見	町内会長との情報交換会 (R2.11.12)		諏訪区のテーマは？	※参考 取組の方向(例) どんな取組があったらよいか？		
			課題や特長	どんな取組があったらよいか？		※参考 調べること[関係者] どうやって深掘りしていくか？		
課 題	(1) 高齢化の進展に関すること	①	・公共交通の便が悪いため、高齢者の移動手段として自家用車以外の選択肢がなく、交通事故のリスクが高まっている。	・運転免許を返納したら移動が困難になる(特に通院)。	・(三和区のように)NPO 法人での医療機関への移動の方法を考えてみてはどうか。 ・地域を回る循環バス、コミュニティ交通の充実	(高齢者の移動手段)	・高齢者が利用しやすい交通手段の確保(公共交通「コミュニティ交通」の充実) ・高齢者の交通事故(加害者・被害者)の防止の意識啓発	・当事者ニーズ[地域の高齢者] ・公共交通不便地域対策[市:交通政策課] ・交通安全施策[市:市民安全課]
		②	・運転免許の返納により自力移動が困難となり、公共交通の利便性も高くないことから、地域活動などへの参加や外出が少なくなっている(心身の健康面への影響)。		・“諏訪の里づくり協議会”が月1回、商業施設への買い物の送迎を行っている。利用者を増やすよう試みてはどうか。		・高齢者が利用しやすい交通手段の確保(公共交通「コミュニティ交通」の充実) ・高齢者の外出の促進(外出意欲増進)	・当事者ニーズ[地域の高齢者] ・公共交通不便地域対策[市:交通政策課] ・健康増進施策[市:高齢者支援課] ※地域の団体[諏訪の里づくり協議会、歌声クラブひまわり、未楽来すわ]
		③	—	・一人暮らしの方が結構いる。一人暮らしの方が多くなると今後困ってくる。	・民生委員等に見回りをしていただき、情報を共有する。	(独居高齢者の安全確認)		・独居高齢者の見守り等施策[市:高齢者支援課] ・社会福協議会等
	(2) 少子化の進展に関すること	①	・小学校の統廃合(閉校)のおそれがあるため、体育大会等の地域行事が開催できなくなる。	—	—	(地域行事の継続)	・地域行事の継続	・方針・検討状況[市:教育総務課] ・先行事例[他地区:浦川原、谷浜など] ※地域の団体[諏訪の里づくり協議会]
		②	・小学校の統廃合(閉校)のおそれがあるため、児童の通学のための保護者負担の増加や、通学時の安全・安心が確保されなくなる。 ※現時点でも一部で集団登校にならない。	—	—	(最適な通学手段)	・過度な負担とならない安全・安心な通学手段の実現	・当事者ニーズ[PTA 等] ・方針・検討状況[市:教育総務課]
		③	・保護者の数が少ないため、学校活動の保護者の役割(負担)が増加している。	・複式学級となっている。	・3地区(津有区、高士区)と統合し、雄志中学校付近に小学校を新設したらよいのではないか。	(学びの環境等)		・当事者ニーズ[PTA 等] ・方針・検討状況[市:教育総務課]
		④	—	・児童の数が少ない。 ・地域の子どもが成人したときの勤め先がないため地区外に出て行ってしまう。	・地区外の人を呼び込む。新たに入ってきてもらう。 ・魅力的なまちにするには、手軽に買い物ができるとういのではないか。	(転入者の増、転出者の減)		・移住・定住促進策[市:自治・地域振興課] ※地域の団体[移住促進諏訪の会]
		⑤	—	・子どもがいない。未婚者も多い。	・未婚者の結びつきを強めるための交流会、若者が集まるイベントなどのお祭りのようなもので交流をしてはどうか。	(出生者数の増加)		・当事者ニーズ[?]

区分	No.	手順1 地域協議会委員だけで考えてみる。	手順2 調べる(聞く・見る)		手順3 話し合っテーマを決める。	手順4 テーマについて深掘りする。	
		第4回地域協議会での意見	町内会長との情報交換会 (R2.11.12)		諏訪区のテーマは？	※参考 取組の方向(例) どんな取組があったらよいか？	
			課題や特長	どんな取組があったらよいか？		※参考 調べること[関係者] どうやって深掘りしていくか？	
(3) 人口減少の進展に関すること	①	・空き家の増加により、防犯上のリスクや管理(草刈り等)の負担の増加が懸念される。	・空き家も増えてくる。 ・空き家等を今後どうするのか話し合ってもらえるよう、町内会から所有者に働きかけることを考えている。	・空き家を希望する人もいる。情報発信が不足しているのではないか。	(空き家対策)	・空き家の活用 or 取り壊し ・防犯活動(見回り等)の実施	・当事者ニーズ[空き家所在町内会等] ・空き家対策[市:建築住宅課] ・防犯対策[市:市民安全課] ※地域の団体[移住促進諏訪の会]
	②	・耕作放棄地が増加し、生活環境が悪化していく。	・耕作放棄地については、具体的には水田ではなく、畑の耕作者が減ってくるのが心配である。 ・耕作放棄地(特に畑)が、このままでは企業に独占されてしまうのではないかと。	・市民農園のように貸し出しを行ってはどうか。 ・地域で法人化してはどうか。	(休耕畑の活用)	・耕作放棄地の担い手の確保(農業法人、民間企業、移住者等)	・当事者ニーズ[地主、農業法人等] ・耕作放棄地対策[市:農政課]
	③	・消防団や農業法人への参加者など、地域の活動を担う人的資源が不足(人員が硬直化)し、住民の負担が大きくなる。	・農業の担い手が少なく、いずれはいなくなる。 ・農業法人はいくつかある。稲作は1年の半分ほどの作業で終わってしまい、若い人は収入面で不安があり、後継ぎも少なく、労働力不足につながっているのではないかと。	・外部から人を雇ってはどうか。	(外部人材の活用)	・人的資源の確保(市内外からの関係人口の増加、移住者等)	・当事者ニーズ[消防団、農業法人等] ・各施策[市:危機管理課、農政課、自治・地域振興課等]
(4) その他	①	—	・交通関連の整備について、例えば白線を引いたり、ミラーを取り付ける場合は、町内会で行わなければならない。	・地域協議会の活動の中で対応してもらえるようになるとよい。	(交通安全の促進)		・当事者ニーズ ・地域活動支援事業の趣旨
	②	—	・全体的に認知を高めていくにはアピール不足である。	・ホームページ等で魅力を積極的にアピールしていけばよい。	(諏訪区の発信)		※地域の団体[くびき野諏訪HP運営委員会、その他各種団体]
	③	—	・地区公民館が老朽化している。	・耐震補強し、リフォームして継続したらよいのではないかと。	(地域に必要な公の施設)		・当事者ニーズ[利用者] ・公の施設再配置計画[市:社会教育課、行政改革推進課]

区分	No.	手順1 地域協議会委員だけで考えてみる。	手順2 調べる(聞く・見る)		手順3 話し合ってテーマを決める。	手順4 テーマについて深堀りする。	
		第4回地域協議会での意見	町内会長との情報交換会 (R2.11.12)		諏訪区のテーマは？	※参考 取組の方向(例) どんな取組があったらよいか？	
			課題や特長	どんな取組があったらよいか？		※参考 調べること[関係者] どうやって深堀りしていくか？	
(1) 自然環境	①	・市民の森(二貫寺の森)が立地し、自然に恵まれている。	・「森」というより、整備不良のため「やぶ」のようになっている。誰もが普通に散策やジョギング等ができるような明るいイメージの場所にしていったらどうか。 ・発信不足。もっと活用したほうが良い。 ・広い土地を無駄にしているのではないか。	・ホームページに掲載し、もっと情報発信すれば、別の結果ができるのではないか。 ・広大な公園として利用できる方法を考えてはどうか。	(環境改善、有効活用)	・自然を売りにしたレクリエーション活動などの実現	・市民の森活用案[市:農林水産整備課] ※地域の団体[諏訪の里づくり協議会]
	②	・妙高山やはさ木など景観がよい。	・自然に恵まれていることを考えると、魅力的な面もある。	・今は取組を変える必要はない。	()	・景観保全に対する意識の増進	※地域の団体[未楽来すわ]
(2) 生活環境	①	・(自家用車があれば)市街地や海・山に短時間で行ける。	—	—	()		
	②	・交通量が少なく静かである。	—	—	()		
	③	・福祉施設や病院がある。	—	—	()		
	④	・住民の人柄がよく、協調性があり協力的な地域である。	—	—	()		
	⑤	・3世代世帯が多く、家族(世代間)の結びつきが強い。	—	—	()		
(3) その他	①	・地区独自のホームページを有している。	・多彩な活動があってよい。	・今後も地域活動支援事業による活動の支援を続けていく。	()	・各主体の活動目的に応じた対象者への継続的な情報発信	※地域の団体[くびき野諏訪HP運営委員会、その他各種団体]